

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休息日に当  
たる日の翌)

## 目次

◇規則 鳥取県本庁事務決裁規則等の一部を改正する規則

◇告示 計量器定期検査の実施

昭和四十三年五月鳥取県告示第三百九十四号の廃止

ふ化場の登録

入会林野整備計画の適否の決定

休猟区の設定

## 規則

鳥取県本庁事務決裁規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年八月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第七十七号

鳥取県本庁事務決裁規則等の一部を改正する規則

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

第一条、鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 職員に対する外国旅行の旅行命令及びその復命の受理

別表第十四号中「旅行命令」を「内国旅行の旅行命令」に改める。

別表第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二 職員以外の者に対する外国旅行の依頼

別表第二部長共通専決事項の欄第二号中「旅行命令」を「内国旅行の旅行命令」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二 地方機関(鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)第二条第四項に規定する機関をいう。以下同じ。)の

長に対する内国旅行の旅行命令のうち三日以上にわたり県外を旅行

する場合の旅行命令及びその復命の受理

別表第二部長共通専決事項の欄第三号中「場合を除く。」を「場合を除く。」の承認」に改める。

別表第二部長共通専決事項の欄第三号の次に次の一号を加える。

三の二 地方機関の長に対する職務に専念する義務の免除(職務に専

念する義務の特例に関する規則第三条第十号、第十二号、第十三号、

第十九号、第二十号、第二十一号、第二十二号、第二十六号及び第

二十七号の事由に該当する場合を除く。)のうち七日以上にわたる

ものの承認

別表第二課長共通専決事項の欄第一号中「旅行命令」を「内国旅行の

旅行命令」に改め、同欄第二号中「職員団体の業務にもつぱら従事する

職員に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第六号)第二条、」を

削り、「並びに」を「及び」に、「場合を除く。」を「場合を除く。」

の承認」に改める。

削り、「並びに」を「及び」に、「場合を除く。」を「場合を除く。」

の承認」に改める。

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)  
第二条 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号中「旅行命令」を「内国旅行(地方機関の長が三日以上県外を旅行する場合を除く。 )の旅行命令」に改め、同表第一第二号中「職員団体の業務にもつばら従事する職員に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第六号)第二条、」を削り、同号中「並びに」を「及び」に、「該当する場合を除く。」を「該当する場合並びに地方機関の長の七日以上にわたる免除の場合を除く。」の承認」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第五百六十一号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百十条の規定に基づき、倉吉市の計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和四十五年八月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検 査 日 時 検査区域 検査場所

九月 十六日 午前十時から 午後三時まで 倉吉市 河北中学校

〃	十七日	午前十時から 午後三時三十分まで	〃	上灘小学校
〃	十八日	午前十時から 午後三時三十分まで	〃	倉吉福祉会館
〃	二十一日	〃	〃	〃
〃	二十二日	〃	〃	倉吉市役所
〃	二十四日	〃	〃	〃
〃	二十五日	〃	〃	〃
〃	二十八日	〃	〃	計量器所在場所
〃	三十日	〃	〃	倉吉市役所

鳥取県告示第五百六十二号

昭和四十三年五月鳥取県告示第三百九十四号(豚等の移入を禁止する区域の指定について)は、昭和四十五年八月十四日限り廃止する。

昭和四十五年八月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百六十三号

養鶏振興法(昭和三十五年法律第四十九号)第七条第一項の規定に基づき、次のとおりふ化場を登録したので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十五年八月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	登録年月日	氏名及び住所	ふ化場の名称及び所在地
一	昭和四十五年八月一日	鳥取種鶏農業協同組合 組合理事長 西川 隆 鳥取市永楽温泉町三七八番地	鳥取種鶏農業協同組合 鳥 取 ふ 卵 場 鳥取市永楽温泉町三七八番地
二	〃	小 原 誠 鳥取市相生町二丁目四一三番地	株式会社 鳥取ホネガール種鶏場 鳥取市相生町二丁目四一三番地
三	〃	小 原 恵美子 鳥取市湖山町四一九八番地	有限会社 小原農場 鳥取市湖山町四一九八番地
四	〃	鳥取県経済農業協同組合 連合会会長 三橋 誠 鳥取市末広温泉町七二四番地	鳥取県経済農業協同組合連合会 賀 露 種 鶏 場 鳥取市賀露町西浜一七六番地
五	〃	服 部 和 雄 鳥取市上原九二三番地の二	株式会社 東洋種鶏場 鳥取市湖山町下浜一一九四番地
六	〃	桑 田 義 臣 倉吉市明治町一〇三七一一六	ハワイふ化場 東伯郡羽合町大字長瀬 一三一四ノ六
七	〃	山陰食鶏農業協同組合 組合長理事 村上古志夫 西伯郡淀江町大字中間一七番地	山陰食鶏農業協同組合 ふ 卵 場 西伯郡淀江町大字中間六〇八番地
八	〃	竹 内 操 境港市竹内町八九六	白バラ飼料ふ化場 境港市竹内町八九六

鳥取県告示第五百六十四号

岩美郡岩美町長谷入会林野整備組合長岩美郡岩美町長谷七七七番地

一 松本益蔵から申請のあつた入会林野整備計画については、昭和四十五年八月八日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に關する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年八月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

長谷朔日ヶ平矢倉ノ尾山人会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年八月十四日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林部林務課及び岩美町役場

四 異議の申出

利害關係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百六十五号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第九条の規定により、次のとおり休猟区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十四条の規定により告示する。

昭和四十五年八月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	位置	区	存続期間	面積
中私都休猟区	郡家町	八頭郡郡家町大坪地内の県道谷郡家線と県道麻生大坪線の交差点を基点とし、同基点から県道麻生大坪線を南東方に進み、郡家町覚王寺に至り、同部落から岩美郡国府町吉野部落に通じる山道(通称吉野越)を北東方に進み、岩美郡国府町と八頭郡郡家町の境界である滝坂峠に至り、同峠から同境界を北西方に進み、県道谷郡家線に至り、同県道を南方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域	昭和四十五年八月十四日から昭和四十八年八月十三日まで	六五五 ヘクタール
木地屋休猟区	若桜町	八頭郡若桜町落折地内の国道二十九号と林道ハサリ線との交差点を基点とし、同基点から林道ハサリ線を南東方に進み、同林道の終点に至り、同終点から羽佐利川を上流に道み、さらに固有林一〇三林班と民有林二六、二七林班界を東方に進み、鳥取県と兵庫県との境界に至り、同境界を南西方に進み、大通峠に至り、同峠から加地川を北方に進み、林道中江線の終点に至り、同点から林道中江線を北方及び北西方に進み、若桜町中原地内の国道二十九号との	昭和四十五年八月十四日から昭和四十八年八月十三日まで	二、〇四〇 ヘクタール
大村休猟区	用瀬町	交差点に至り、同点から国道二十九号を東方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域	昭和四十五年八月十四日から昭和四十八年八月十三日まで	一、五九〇 ヘクタール
八頭郡智頭町芦津地内の県道才代智頭線と林道虫井谷線		八頭郡用瀬町鷹狩地内の国道五十三号と県道鷹狩板井原智頭線との交差点を基点とし、同点から県道鷹狩板井原智頭線を南東方に進み、林道板井原線の起点(出合橋)に至り、同橋から林道板井原線を南方に進み、板井原部落に至り、同部落から南東方に進み、八頭郡用瀬町と智頭町の境界点に至り、同点から同境界を北東方に進み、八頭郡智頭町と用瀬町及び船岡町との境界点(三角点七五八・八m)に至り、同点から用瀬町と船岡町の境界を北西方に進み、用瀬町と船岡町及び河原町の境界点(三角点三二八・一m)に至り、同点から用瀬町と河原町の境界を南西方に進み、用瀬町馬橋地内の国道五十三号に至り、同国道を南西方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域		

<p>小畑休猟区</p>	<p>西野休猟区</p>
<p>鹿野町 青谷町</p>	<p>智頭町</p>
<p>気高郡青谷町小畑部落地内の町道三徳線と町道坂根線の交差点を起点とし、同点から町道三徳線を南西方に進み、町道中土井線との交差点に至り、同点から町道中土井線を西方に進み、町道八葉寺小畑線との交差点に至り、同点から町道八葉寺小畑線を西北方に進み、旧勝部村と旧日置村の境界に至り、同境界を南西方に進み、三朝町境界に至り、同境界を南東方に進み鹿野町及び三朝町の境界を通過して中津越山道まで進み、同山道を北東方に進み、県道鳥取</p>	<p>との交差点を基点とし、同基点から林道虫井谷線を北方に進み、同林道の終点に至り、同終点から六〇林班と六一林班の林班界を北方に進み、八頭郡智頭町と船岡町の境界に至り、同境界を南西方に進み、旧山形村と旧智頭町との境界に至り、同境界を南西方に進み、県道智頭佐用線に至り、同県道を東方に進み、智頭町郷原地内の県道才代智頭線との交差点に至り、同点から県道才代智頭線を北東方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域</p>
<p>昭和四十五年八月十四日から昭和四十八年八月十三日まで</p>	<p>昭和四十五年八月十四日から昭和四十八年八月十三日まで</p>
<p>一、三八六 ヘクタール</p>	<p>一、一八九 ヘクタール</p>
<p>打吹山休猟区</p>	
<p>倉吉市 三朝町</p>	<p>倉吉市住吉町</p>
<p>倉吉市住吉町内の国道百七十九号と市道住吉五号線との交差点を基点とし、同基点から市道住吉五号線を西方に進み、市道住吉五号線と県道広瀬倉吉停車場線との交差点に至り、同点からさらに県道広瀬倉吉停車場線を西方に進み、小鴨橋東詰まで至り、同橋東詰から南方に同線を進み、同線と市道富海本線の交差点に至り、同点から、市道富海本線を南々東方に進み、同線の終点に至り、同点から山道を南方に進み、市営放牧場に至り、同牧場の通路を南方に進み、今泉越山道に至り、同山道を東方に進み、通称第一のマツカまで、進み、三朝町と倉吉市との境界線に至り、同点から北東方に進み、今泉神社南側の山道と林道上野線の交差点に至り、同林道を東方に進み、同林道と国道百七十九号の交差点に</p>	<p>鹿野倉吉線に至り、同県道を鹿野町河内部落を経て矢原部落に至り、同林道を北方に進み、同線の起点に至り、同点から町道坂根線を西方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域</p>
<p>昭和四十五年八月十四日から昭和四十八年八月十三日まで</p>	<p>昭和四十五年八月十四日から昭和四十八年八月十三日まで</p>
<p>一、四九三 ヘクタール</p>	<p>一、四九三 ヘクタール</p>

	<p>笹ヶ平休林区</p>	
<p>至り、同点から国道百七十九号を北西方に進み基点に至る線で囲まれた一円の地域</p>	<p>東伯郡関金町明高地内の県道如米原倉吉線と町道明高宮線との交差点を基点とし、同基点から県道如米原倉吉線を西方に進み、野添部落及び笹ヶ平を通つて、日野郡江府町境界新小屋峠に至り、同境界を北西方に進み、東伯郡東伯町境界及び大山鳥獣保護区の境界に至り、同鳥獣保護区の境界を北東方に進み、加勢蛇川に至り、同川を一向橋を経て下流に進み、野井倉部落地内に至り、同地内から野井倉野添越え山道を登り地蔵峠を経て新設の県道如米原倉吉線に至り、同県道を西南方に進み真野原を経て、明高部落地内の新設県道如米原倉吉線と町道明高宮線の交差点に至り、同点から町道明高線を南東方に進み、基点に至る線で囲まれた一円の地域</p>	<p>昭和四十五年八月十四日から 昭和四十八年八月十三日まで</p> <p>八五〇 ヘクター</p>
	<p>西伯郡大山町平地内の県道大山口停車場大山線と町道平線との交差点を基点とし、同基点から町道平線を南西方に進み、大山町平部落に至り、</p>	<p>同部落から町道平長田線を南西方に進み、大山町長田部落に至り、同部落から林道山ノ神線を南西方に進み、西伯郡淀江町稲吉に至り、さらに同林道を南方に進み農道稲吉線との交差点に至り、同点から農道稲吉線を北西方に進み、淀江町稲吉部落に至り、同部落から町道稲吉線を西方に進み、淀江町中西尾部落に至り、同部落から町道本宮線を南東方に進み、淀江町本宮部落を経て県道米子大山線との交差点に至り、同点から県道米子大山線を東方に進み、大山町赤松地内の県道吉定名和線との交差点に至り、同交差点から県道吉定名和線を北東方に進み、同交差点から県道大山口停車場大山線との交差点に至り、同点から県道大山口停車場大山線を進み、同交差点から北東方に坊領川を下り、阿弥蛇川との合流点に至り、同点から東方に進み、阿弥蛇川の右岸に至り、同岸を北西方に進み町道坊領向原線に至り、同点から町道坊領向原線を西南に進み、県道大山口停車場大山線に至り、同交差点から県道大山口停車場大山線を北西方に進</p>
<p>孝霊山休林区</p>	<p>大山町 淀江町</p>	<p>昭和四十五年八月十四日から 昭和四十八年八月十三日まで</p> <p>二、一三六 ヘクター</p>

<p>鏡ヶ成休猟区</p>	<p>江府町</p>	<p>日野郡江府町御机地内の県道大山御机線(大山環状有料道路)と県道如来原倉吉線の交差点(有料道路終点)を基点とし、同基点から県道如来原倉吉線を北東方に進み、蒜山大山有料道路との交差点に至り、同点から蒜山大山有料道路を南東方に進み、鳥取県と岡山県の県境(見返峠)に至り、同県境を北方に進み擬宝珠山(一、一〇五m)を経て岡山県真庭郡川上村と日野郡江府町及び東伯郡関金町の境界点に至り、同点から江府町と関金町の境界線を北西方に進み、鳥越峠に至り、同峠から西伯郡大山町と日野郡江府町の境界線を南西方に進み、県道大山御机線(大山環状有料道路)鍵掛峠に至り、同峠から県道大山御机線と南東方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>昭和三十五年八月十四日から 昭和四十八年八月十三日まで</p>	<p>一、〇八五</p>
		<p>日野郡日野町門谷内の門谷橋を基点とし、同基点から門谷川を南西方(上流方)に進み、鳥取県と岡山県の県境明地峠に至り、同峠から両県境</p>		

<p>秋繩休猟区</p>	<p>日野町</p>	<p>を東方に進み、日野郡日野町三土部落から阿哲郡大佐町伏谷に通ずる山道に至り、同山道を北西方に進み、日野町三土部落に至り、同部落から町道三土線を北西方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>昭和三十五年八月十四日から 昭和四十八年八月十三日まで</p>	<p>八四四</p>
<p>長陽休猟区</p>	<p>日南町</p>	<p>日野郡日南町河上地内の国道百八十三号と林道長陽線の分岐点である長陽橋を基点とし、同基点から林道長陽線を南東方に進み、二一林班と二二林班の林班界に至り、同林班界から日南町神福部落に通じる山道を南東方に進み、林道大谷線の終点に至り、林道大谷線を南東方に進み、町道大谷線に至り、同町道を東方に進み、日南町井原部落に至り、同部落から町道宗金井原を東方に進み、県道多里神郷線との交差点に至り、同点から県道多里神郷線を北東方に進み、日南町福塚部落に至り、同部落から、町道塚原福塚線を北西方に進み、日南町矢戸地内の国道百八十三号との交差点に至り、同点から国道百八十三を西方に進み、日南町宮内部落に至り、さらに南西方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>昭和三十五年八月十四日から 昭和四十八年八月十三日まで</p>	<p>九〇五</p>